

# 安心して

## 暮らし続けるための



# 介護 情報

在宅介護サービス 事業事務長  
大曾 恵子

## 介護保険のサービスって なにがあるの？

介護認定で、要支援か要介護の結果が出た場合に介護保険の利用ができます。サービスには在宅サービスと施設サービスがあります。

ヘルパー、訪問看護、リハビリ、デイケア、デイサービスなど自宅で生活しながら利用できるのが在宅サービスです。介護老人保健施設や介護老人福祉施設、グループホームなど入所するのが施設サービスになります。その他に、配食サービス、住宅改修や福祉用具も介護保険のサービスです。

介護の度合いにより1か月で利用できる限度があり、受けられるサービスの量が決まっています。福祉用具にも借りるものや購入するものなど制限がありますのでその都度、ケアマネジャーに相談して下さい。

次回は、どの様にサービスが利用できるかお話します。

